定期報告に係る留意事項

各報告事項の報告の仕方等

「届出住宅に人を宿泊させた日数」の数え方

- · · · 報告対象期間内における、宿泊があった日を1日としてカウントし報告する。
- (例) 6月20日17時にチェックインし、24日の10時にチェックアウトした場合は4日とする。

「宿泊者数」

- ・・・報告対象期間内における、届出住宅に宿泊した**実際の人数**を合算した数を報告する。
- ※1 同一人物が同じ届出住宅において連続して宿泊した場合は、1人とカウントする。
- ※2 同一人物であっても連続しない複数日に宿泊した場合は、連続する期間ごとにそれぞれ1人と して報告する。
 - (例1) 3人が2泊3日で利用(3人),5人が6泊7日で利用(5人)した場合は合計8人
 - (例2) 同一人物が同じ届出住宅を6月に2泊利用,7月に3泊利用した場合は合計2人

「延べ宿泊者数」

- ・・・報告対象期間内における、各日の全宿泊者数を合算した数を報告する。
- (例) 3人が2泊3日で利用(6人),5人が6泊7日で利用(30人)した場合は合計36人

「国籍別の宿泊者数内訳」

- ・・・日本国内に住所を有しない宿泊者の国籍ごとの宿泊した実際の人数を報告する。
- ※ 日本人については、国内居住者(日本国内に住所を有する者)と海外居住者(日本国以外に住所を 有する者)を分けて、それぞれの宿泊者数を報告すること。

≪参考≫

○住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)

(都道府県知事への定期報告)

- 第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省 令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道 府県知事に報告しなければならない。
- ○住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号)

(住宅宿泊事業者の報告)

- 第12条 法第14条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げるものとする。
 - 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
 - 二 宿泊者数
 - 三 延べ宿泊者数
 - 四 国籍別の宿泊者数の内訳
- 2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前2月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。